

マージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項の定めに基づき、下記の情報を提供します。(現在、派遣実績なし)

対象：2024年度

1. 派遣労働者数

0人

2. 派遣先事業所数(実数)

0件

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日当たりの料金額(8時間労働として計算))

0円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))

0円

5. マージン率

0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right] - \left[\text{派遣労働者の賃金の額の平均額} \right]}{\left[\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right]} \times 100$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ()

当該労使協定の有効期間の終期 ()

締結していない(派遣実績なしのため)

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

入社時研修

年次研修(業務システム、コンプライアンス、ハラスメント等)

階層別研修(マネジメント等)

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口:総務人事部(TEL 03-6233-9318)

8. その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率には、社会保険料、教育訓練、年次有給休暇等、弊社の運営経費等も含まれています。